

5月16日(木) 18:30~

会場：静岡県評会議室



第139回定例研究会

だれでも参加できます

# 「働き方改革関連法」と 労働組合の取組み

報告：河合 利夫 氏（静岡県評 労働相談室長）

## これからの企画

### ◆第140回定例研究会

日時…6月20日(木) 18:30~

場所…静岡県評会議室

内容…「改正『入管法』の  
内容と問題点」

北上 紘生 氏（弁護士）

### ◆第141回定例研究会

日時…7月18日(木) 18:30~

場所…静岡県評会議室

内容…未定

### ◆第10回定期総会と記念講演

日時…8月3日(土) 13:00~

場所…静岡労政会館 視聴覚室

内容…「外国人技能実習生の  
実態と課題」

樽松 佐一 氏（前愛労連議長）

## 職場の労働時間を規制し 悪法を入れさせない

2018年6月、「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月以降、各法令が順次施行されています。新法の内容をつかみ、悪法は職場に入れさせず、使える法令は活用して、働きやすい職場を作ることが、労働組合に求められています。

法律で定められた労働時間は1日8時間、週40時間以内です。36協定を結ばなければ、残業させることはできません。また36協定で特別条項を結ばなければ、月45時間、年360時間を超えることはできません。この限度時間を超えて残業させる場合の特別条項は、事由や業務の種類、労働者数など、具体的に定めなければなりません。新36協定で労働時間の規制を職場から作ることが重要です。

また高度プロフェッショナル制度については、職場に入れさせないことが肝要です。

※連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F（静岡県評内）  
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>